第4章 自殺対策の推進体制

本市における自殺対策の推進体制は、3層構造になっています。

最上位の意思決定機関は、副市長が本部長を務める「自殺対策推進本部」です。教育長や市立 病院長に加えて、自殺対策に関係の深い関係部局の局長等で構成しています。

また、「自殺対策推進本部」の下に「自殺予防対策委員会」が位置付けられています。これは セーフコミュニティの推進において自殺予防分野を担う委員会であり、庁内の関係部局の他に地 域の様々な関係団体も加わる形で組織されています。

さらに、自殺対策を全庁的な取組として推進するために「自殺対策庁内連絡会議」も設置しています。「自殺対策推進本部」や「自殺予防対策委員会」での決定事項を「自殺対策庁内連絡会議」を通じて共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織です。





